**平成２７年（フ）第４７１号**
千葉県市川市大町104番地134
破産者　総和建設株式会社
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第４７３号**
千葉県鎌ケ谷市東初富２丁目５番16号（平内和子方）
破産者　角田　　弘
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第５０６号**
千葉県市原市八幡1978番地２　アットホーム八幡２Ｆ
破産者　小島　　忠
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第５６２号**
東京都中央区八丁堀３丁目28番13号
破産者　株式会社ビッグアンドトランプホールディングス
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第２６３号**
川崎市高津区北見方２丁目15番23号
破産者　有限会社柏木組
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２７年（フ）第３３２号**
静岡市葵区安東３丁目14番28号
破産者　株式会社ＭｉｕｒａＭｉｕｒａ
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第３５９号**
名古屋市瑞穂区苗代町24番13号
破産者　株式会社ライフサポート
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第８８０号**
名古屋市中村区小鴨町114番地、商業登記簿上の本店所在地名古屋市中村区岩上町80番地
破産者　有限会社安東組
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第９０１号**
名古屋市中区栄４丁目13番７号
破産者　有限会社ケイアンドケイ
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第１０７号**
岡山市中区国府市場81番地５（２Ｆ）
破産者　株式会社ジェービーエヌ
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１１号**
熊本県山鹿市中央通り103
破産者　有限会社銀装
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

**平成２７年（フ）第１９号**
宮城県柴田郡柴田町船岡西２丁目16番23―11号
破産者　株式会社エンシス
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所大河原支部

**平成２７年（フ）第２４８号**
神奈川県平塚市中里15番５号
破産者　株式会社アイシーエー企画
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２６年（フ）第４１９号**
静岡県浜松市東区貴平町194番地の１
破産者　株式会社テクニカルアンドマネージメント
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２７年（フ）第１１１号**
大津市雄琴北１丁目20番24号　ライラックス琴Ｂ201
破産者　土屋　茂美
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第３５４号**
京都市右京区花園内畑町37番地
破産者　有限会社コーボー嵯峨
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２７年（フ）第１２１号**
岡山市中区山崎135番地２ブランドール山崎弐番館202号、旧住所岡山市南区当新田455番地42
破産者　小林　　徹
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第２６６号**
岡山市北区清輝橋４丁目４番32―412号
破産者　野崎　正彦
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１８０号**
熊本市東区尾ノ上１丁目25―20　オノウエビル201号
破産者　有限会社フィーチャテクノロジくまもと
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２６年（フ）第１３７号**
福島県相馬市尾浜牛鼻毛75　トモエ屋旅館202号、開始決定時の住所福島県いわき市平上荒川字安草13―６　伊藤アパート２号室
破産者　瓜田　　満
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部